

令和7・8年度

一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書作成の手引き

建設工事等

京都府相楽郡笠置町



はじめに

笠置町が発注する建設工事等の一般競争（指名競争）入札及び競争見積による随意契約に参加するには、指名競争入札参加資格審査を受けなければなりません。

建設工事等競争入札参加資格審査を希望される方は、以下の事項に十分留意のうえ、申請して下さい。

なお、申請書の有効期間は令和 7年 4月 1日から令和 9年 3月31日までの2箇年となっております。追加審査については現在検討中です。決定次第ホームページに掲載いたします。

申請の手続き

1. 申請のできる者

建設工事等競争入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を申請できる者は、下記の①～⑧のいずれにも該当しない者で、かつ、資格審査の申請時まで、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に定める経営に関する事項の審査（※）を受けた者でなければなりません。

※経営規模等評価結果通知書／総合評定値通知書（以下「経営事項審査結果通知書等」という。）の審査基準日及び審査結果通知日が、令和 5年 7月 1日から令和 7年 1月31日までのもので、令和 7年 1月31日時点で最新の経営事項審査（以下「経審」という。）である必要があります。

- ①建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者
- ②成年被後見人、被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- ③資格審査申請書を提出するときに、消費税又は地方消費税等を滞納している者
- ④経営事項審査結果通知書等の審査基準日及び審査結果通知日が、上記の※の期間にあり最新のもの（再審査を含む。）の審査対象に選択した直前2年又は3年の営業年度に完成工事高の無い者
- ⑤資格審査申請書を提出するときまでに、町が発注した建設工事等に関する債務を履行していない者
- ⑥資格申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- ⑦笠置町暴力団排除条例（平成23年条例第7号）第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当する者
- ⑧建設業法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しないもの

2. 申請期間

令和 7年 2月 1日 (土) から令和 7年 2月28日 (金) まで

- ・インターネット上の専用申請サイトにアップロードする方法で提出して下さい。

3. 問い合わせ先

〒619-1303 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通 90 番地の 1

笠置町役場 建設産業課

TEL : 0743-95-2326

4. 提出方法等

「電子申請」

※申請期間を過ぎるといかなる理由であっても受付できませんのでご注意ください。

5. 提出書類の様式

笠置町指定様式

※笠置町ホームページからダウンロードして下さい。

<http://www.town.kasagi.lg.jp/>

申請書は Excel 形式、それ以外は PDF 形式にてアップロードして下さい。

6. 提出書類

提出書類の不備の場合は、差戻しとなりますので、必ず全ての書類を揃えてから申請して下さい。

No.	提出書類	様式等	説明
1	一般競争（指名競争） 参加資格審査申請書		例を参考に入力し、Excel 形式にて提出して下さい。
2	営業所一覧表	様式 1	本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所等を記入下さい。
3	工事経歴書	様式 2	直前 2 年間の主な工事について記載下さい。経審に添付した経歴書の写しでも可。
4	経営事項審査結果通知書	写し可	経営事項審査結果通知書等（総合評点値（P）のあるもの。）の審査基準日（許可番号の下に記載されている日付）及び審査結果通知日（経営事項審査結果通知書等の左下に記載されている日付）が、令和5年 7月 1日から令和 7年 1月31日までのもので、かつ、その審査結果通知日が、令和 7年 1月31日時点で最新のもの（再審査を含む。）を提出して下さい。

5	技術職員名簿	様式 3	上記の 4 経営事項審査結果書の添付書類 6 に対応する経営事項審査申請書（副本）に添付している技術職員名簿の写し及び申請時点における技術職員名簿を提出して下さい。経営事項審査申請書に添付した技術者名簿の写しでも可。
6	建設業許可証明書又は建設業許可通知書	写 し	建設業許可通知書の写し。（許可証明書でも可。ただし、発行後 3 か月以内のものに限る。）許可の有効期間が経過していて、現在更新申請中の場合はその許可申請書の写しを提出すること。
7	使用印鑑届	様式 4	入札及び契約に使用する印鑑 （印鑑証明書は不要）
8	「法人税」又は「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」等の納税証明書 （申告先の税務署） ※町外業者	写し可	発行後 3 か月以内のもの。 法人及び個人とも次のいずれかの様式の証明書を提出して下さい。なお、免税業者の方も納税証明書は発行されます。 法人：様式 3 又は 様式「その 3 の 3」（法人税と消費税及び地方消費税の証明） 個人：様式 3 又は 様式「その 3 の 2」（申告所得税と消費税及び地方消費税の証明）
	町税納税証明書 （最新年度） ※町内業者	写し可	町内に本店、支店又は営業所等がある場合は、町税等（法人町民税、町府民税、固定資産税、国民健康保険、軽自動車税）の納税証明書を添付して下さい。（申請日の属する年度分の証明書）
9	商業登記簿謄本等	写し可	法人：登記簿謄本 個人：代表者の身分証明書（本籍地の市区町村で証明を受けて下さい）
10	年間委任状	様式 5	入札・契約の締結等の権限を資格審査申請者から支店長等に委任したい場合は提出して下さい。

7. 申請書等記入時の注意事項等

1. 一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書

申請書の例を参考に記入して下さい。

2. 営業所一覧表(様式1)

笠置町指定様式を使用して下さい。

- ・名称
本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所等を記入して下さい。
- ・許可を受けている建設業
建設業の種類を略号で記入して下さい。
- ・主たる営業所
主たる営業所として建設業の許可を受けているもの(原則として本店)を記入して下さい。
- ・記入しきれない場合は、書式をコピーのうえ、記入して下さい。
ただし、必要事項が記載されていれば、他の様式(建設業許可申請書の別表等)の写しの添付も可とします。
- ・年間委任先として届出る事務所が有る場合は、アンダーラインを入れる等、分かり易く記入して下さい。

3. 工事経歴書(様式2)

笠置町指定様式を使用して下さい。

建設工事の種類別に直前2年間の主な完成工事及び直前2年間に着手した主な未完成工事について記入して下さい。

下記の添付書類4に対応する経営事項審査申請書(副本)に添付している工事経歴書の写しでも可とします。

4. 経営事項審査結果通知書等の写し

経営事項審査結果通知書等(総合評点値(P)のあるもの)の審査基準日(許可番号の下に記載されている日付)及び審査結果通知日(経営事項審査結果通知書の右上方に記載されている日付)が、令和5年7月1日から令和7年1月31日までのもので、かつ、その審査結果通知日が、令和7年1月31日時点で最新のもの(再審査を含む)を提出して下さい。

5. 技術職員名簿(様式3)

笠置町指定様式を使用して下さい。

- ・技術職員が多数いる場合等、上記の添付書類4に対応する経営事項審査申請書(副本)に添付している技術職員名簿の写しでも可とします。

6. 建設業許可通知書等

建設業許可通知書の写しを提出して下さい。

ただし、許可の有効期限が経過していて、現在「更新申請中」の場合は、その許可

申請書の写しを添付して下さい。なお、発行後3か月以内のものであれば、建設業許可証明書でも可とします。

7. 使用印鑑届 (様式4)

笠置町指定様式を使用して下さい。

入札及び契約の締結等に使用する印鑑を押印して下さい。

契約者の職名又は個人名の印等、委任された契約者の職名又は個人名の印等。

社判や角判等の社名だけの内容では、使用印鑑として認められません。

なお、印鑑証明書の添付は必要ありません。

8. 申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書

- 発行後3か月以内の原本又は、原本の写しを提出して下さい。(文字及び印影の鮮明なもの)

○町外業者

- 法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書の交付は、申告している税務署で受けて下さい。
- 申請用紙は、①書式「その3」(未納税額のない証明)、②書式「その3の2」(申告所得税と消費税及び地方消費税の証明)又は③書式「その3の3」(法人税と消費税及び地方消費税の証明)を税務署で入手して下さい。

○町内業者

- 町内業者(法人にあつては笠置町内に主たる営業所(本店又は支店)を有する業者で本店代表者個人分と支店長等個人分、個人にあつては笠置町内に主たる営業拠点を有する業者、以下同じ)の方は、笠置町役場税住民課で納税証明書の交付を受けて下さい。

町税等とは、法人町民税、町府民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税で、最新年度分とします。交付を受ける際には、本人確認ができるもの(運転免許証等)及び交付手数料を持参して下さい。

- 納税証明書の請求者が納税義務者(法人の場合は代表者)でない場合は、納税義務者の委任状を必ず窓口を持参して証明を受けて下さい。

9. 商業登記簿謄本等

発行後3か月以内の履歴事項又は現在事項全部証明書の原本又は、原本の写しを提出して下さい。

個人の場合は、身分証明書(本籍地の市町村で発行)の原本又は、原本の写しを提出して下さい。

10. 年間委任状 (様式5)

笠置町指定様式を使用して下さい。

- 年間にわたって支社・支店等に入札契約等に関する権限を委任する場合は、提出して下さい。
- 受任者は当該支社・支店等の代表者として、委任者、受任者ともに押印して下さい。

- ・ 委任期間は、令和 7年 4月 1日～令和 9年 3月 31日まで。

※ 申請後の注意事項

1. 参加資格の有効期間

一般競争等入札参加資格の有効期間は、令和 7年 4月 1日から令和 9年 3月 31日までです。

2. 申請書記載事項の変更

建設工事競争入札参加資格を持つ者で、次の事項に変更があった場合は、令和 7年 4月 1日以降よりインターネット上の専用申請サイトにアップロードする方法で提出して下さい。

詳細につきましては、後日ホームページにて掲載いたします。